

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例

この条例は、公契約に関し、契約制度の適正な運用により、県民に提供される公共サービスの質を向上させ、従事者の労働環境を整備するとともに、社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援することで、活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現を図ることを目的に令和3年3月に施行されました。

公契約条例の対象は？

公契約とは、県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、県が事業者からの給付に対して対価を支払う契約をいいます。
県と契約を締結する事業者及びその下請先、再委託先も含めて条例の対象となります。

事業者の皆様へ

何をすればよいか？



従業員の方々の労働環境の整備のため、公契約条例に基づき、事業者の皆様に必要なことに取り組んでいただきます。

・労働関係法令の遵守、契約の適正履行

労働基準法や最低賃金法など、労働関係法令を守り、契約内容を適正に履行しましょう。

・下請負者等と対等な立場で公正な契約を締結

下請負者等との契約は、適正な見積りによる請負金額の設定を行い、対等な立場で公正に行いましょう。

・従事者の労働環境の整備を進める

適正な賃金の支払いや、福利厚生、労働安全衛生などの労働環境の整備を行いましょう。

令和4年4月から、公契約に係る業務を請け負う事業者の皆様には、契約時等の下請事業者も含め「**労働関係法令等遵守の誓約書**」を提出していただくこととなりました。

令和7年4月から

労働関係法令等遵守の誓約書に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」を追加しました。（様式第2、3号の裏面）

県の取組は？

県も、公契約の発注にあたり、公共サービスの質の向上や、公共サービス関連契約に関係する事業者の方々の労働環境整備を図るため様々な取組を進めます。



・適正な予定価格の設定

契約にあたり、最新の労務単価、資材の取引価格等実態を反映し、適正な予定価格を設定します。

・計画的な発注、適切な契約を実施

業務の実態を踏まえて計画的な発注、適切な契約期間の確保に努めます。

・契約の内容等に応じ、適切な業者の選定方法の選択

様々な受注者選定方法の中から適切な方法を選択し、契約相手の選定を行います。

静岡県公式ホームページに条例に関する情報を掲載しております。
詳細はホームページで御確認ください。

静岡県公契約条例に関する問合せ先
静岡県出納局会計支援課
（電話 054-221-3367）

QRコード



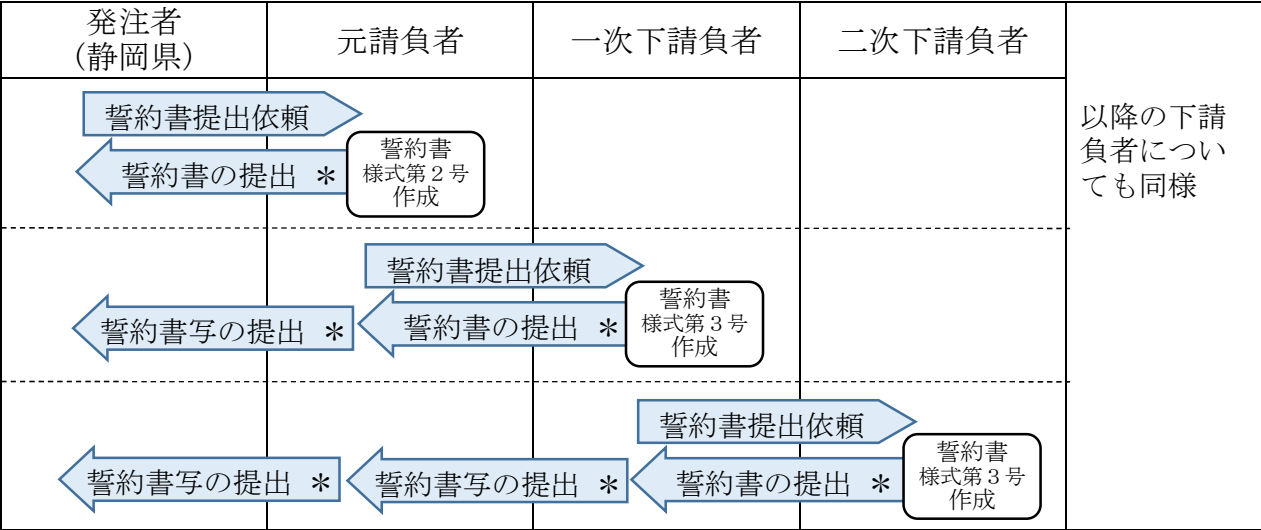
(書面周知例：工事請負契約の場合)

下請負者となった皆様へ

今回、貴社に業務を分担していただく委託業務（請負業務）については、「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」に規定する公契約に該当します。

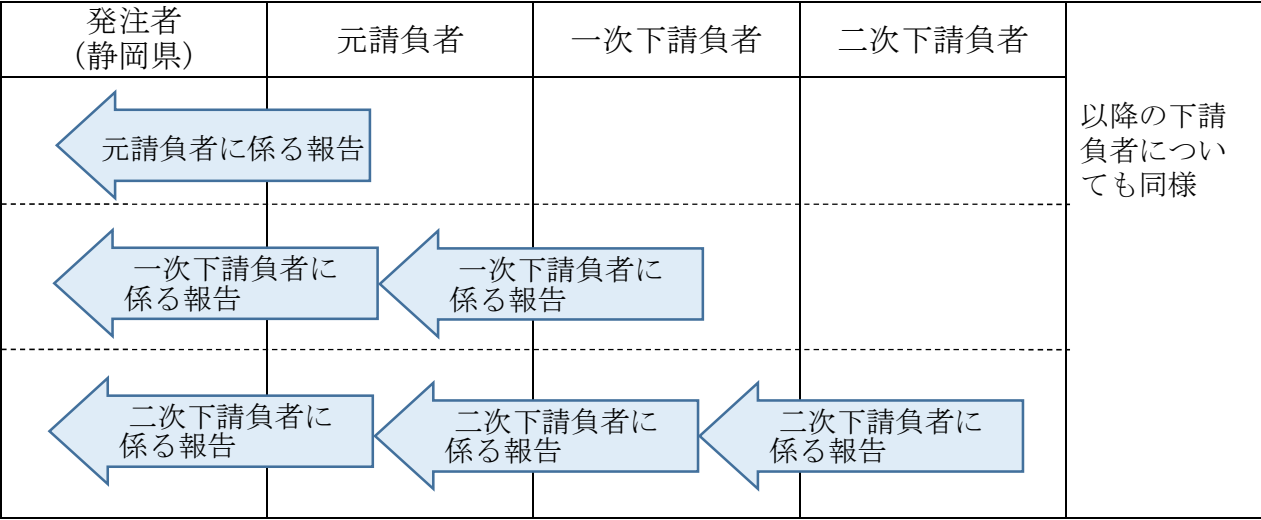
公契約に携わる事業者には、当該条例に基づく県の取組により、以下のフローのとおり「労働関係法令を遵守する旨等の誓約書」の提出や労働関係法令等の違反に係る処分の報告等が必要となります。

【労働関係法令を遵守する旨等の誓約書の提出フロー】



* 契約時又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に定める施工体制台帳の写しの提出時に併せて提出する。

【労働関係法令等の違反に係る処分及び是正改善に関する報告フロー】



* 添付書類 ・ 条例周知用のチラシ
・ 誓約書様式（様式第3号）